官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務二〇五）　一
○環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（環境二八）　五
〔その他告示〕
○香川用水施設改築事業に関する事業実施計画を認可した件（農林水産・経済産業・国土交通二）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通六四四）　六
○運輸審議会件名表に登載された件（同六四五）　六
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同六四六～六五二）　七
○道路に関する件（東北地方整備局八七）　七
○道路に関する件（中国地方整備局六八）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
最高裁判所　七
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　八
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔資　料〕
令和八年三月中国際収支状況（速報）及び令和七年度中国際収支状況（速報）（財務省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、社会保険労務士懲戒処分、渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任、職員の免職処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

法規的告示

○総務省告示第二百五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、令和八年七月一日から施行する。

なお、令和七年総務省告示第百七十八号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、令和八年六月三十日限り廃止する。

令和八年五月二十八日

総務大臣　林　芳正

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備　考
72.54MHzから72.66MHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
142.48MHzから142.58MHzまで	信越総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
143MHzから143.21MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上及びその上空での使用に限る。 静岡県の区域を除く。
				空中線電力は、１W以下に限る（上空での使用の場合に限る。）。
	近畿総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。

146.48MHzから146.58MHzまで	信越総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
147MHzから147.21MHzまで	北海道総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和10年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和13年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 静岡県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	令和10年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHzから147.86MHzまで	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 福岡県の区域を除く。
161.2MHzから161.275MHzまで	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
342.16875MHzから342.20225MHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
358.66875MHzから358.70225MHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
368.24MHzから368.56MHzまで	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
386.24MHzから386.56MHzまで	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
393.6MHzから394.3MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
397.75MHzから398.5MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	信越総合通信局管内	令和13年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
411.935MHzから411.985MHzまで	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
412.15MHzから413.2875MHzまで	沖縄総合通信事務所管内	令和10年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
426.9MHzから427.5MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	関東総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和11年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。

	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
428MHzから428.4MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	令和11年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 愛知県及び三重県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
450.175MHzから450.2375MHzまで	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
2294MHzから2296MHzまで	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	１W以下	
	信越総合通信局管内	令和11年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
5012MHzから5025MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	青森県及び福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	
5100MHzから5140MHzまで	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
8400MHzから8500MHzまで	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	茨城県土浦市及びつくば市、千葉県勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町、東京都町田市並びに神奈川県相模原市及び横浜市の区域を除く。
12.8GHzから12.95GHzまで	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	１W以下	
	関東総合通信局管内	令和11年６月30日まで	１W以下	
	信越総合通信局管内	令和11年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	山口県の区域を除く。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
15.5GHzから15.6GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	山口県の区域を除く。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	福岡県、佐賀県及び長崎県の区域を除く。
28.2GHzから29.1GHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 秋田県秋田市及び南秋田郡大潟村の区域は屋内での使用に限る。
	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 千葉県白井市、東京都江東区青海二丁目、八王子市、調布市、小平市、日野市及び国分寺市並びに神奈川県横浜市鶴見区矢向一丁目及び川崎市中原区の区域は屋内での使用に限る。
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 富山県高岡市及び南砺市の区域は屋内での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 愛知県名古屋市西区の区域は屋内での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。

	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 徳島県徳島市並びに愛媛県松山市及び今治市の区域は屋内での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
31.05GHzから31.2GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
32.05GHzから33.25GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
45.5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
47.2GHzから49.8GHzまで	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
48.4GHzから48.7GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
51.35GHzから52.35GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから71GHzまで	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が1000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、１W以下に限る。
102GHzから1100GHzまで	北海道総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、群馬県吾妻郡（長野原町、嬬恋村及び草津町に限る。）並びに山梨県韮崎市及び北杜市の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、長野県岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、茅野市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡（長和町に限る。）、諏訪郡及び上伊那郡（辰野町、箕輪町及び南箕輪村に限る。）の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。

近畿総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。
中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。
四国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。
九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。
沖縄総合通信事務所管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

（注３）　この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。

109.5GHzから111.8GHzまで、114.25GHzから116GHzまで、148.5GHzから151.5GHzまで、164GHzから167GHzまで、182GHzから185GHzまで、190GHzから191.8GHzまで、200GHzから209GHzまで、226GHzから231.5GHzまで及び250GHzから252GHzまでの周波数

○環境省告示第二十八号

環境省組織令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百十七号）の施行に伴い、環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成二十八年一月環境省告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年五月二十八日

環境大臣　石原　宏高

第五の表中「廃棄物規制課」を「資源循環課」に改める。

その他告示

○農林水産省
○経済産業省告示第二号
国土交通省

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構から認可申請のあった香川用水施設改築事業に関する事業実施計画を認可したので、同条第五項の規定に基づき、この旨を次のとおり公示する。

令和八年五月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

一　事業の名称
　香川用水施設改築事業
二　工事施行位置

施設の名称	施設の位置
(一)　取水施設	
ア　取水工	徳島県三好市
イ　幹線導水路	徳島県三好市、香川県三豊市
(二)　水路	
ア　東部幹線水路	香川県三豊市、仲多度郡琴平町、仲多度郡まんのう町、丸亀市、綾歌郡綾川町、高松市
(三)　調整池等	
ア　調整池	香川県三豊市

三　事業実施計画の認可の日
　令和八年五月十三日

○国土交通省告示第六百四十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
第一東海自動車道　静岡県駿東郡小山町桑木字南ノ原五八〇番二四から同県駿東郡小山町桑木字南ノ原五九九番一八七まで　令和八年五月二十九日〇時

○国土交通省告示第六百四十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和八年五月二十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
令８第3001号	審査請求の裁決	小井土直樹	令和４年12月27日付けで国土交通大臣が行った東日本旅客鉄道株式会社への旅客運賃上限変更認可処分（令和四年国鉄事第五百四十六号）の取消を求める審査請求について

○国土交通省告示第六百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和七年五月二十一日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

令和八年五月二十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
㊐多―10676　いすゞ　N222D	いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号

○国土交通省告示第六百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和七年五月二十一日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

令和八年五月二十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
指定番号		
㊐共―28　いすゞ　N221D	いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
㊐共―29　いすゞ　N121D	〃	〃

○国土交通省告示第六百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和七年十月二十九日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

令和八年五月二十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
㊎多―10677	いすゞ　F222C	いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
㊎多―10678	いすゞ　F322C	〃	〃
㊎多―10679	いすゞ　F332C	〃	〃

○国土交通省告示第六百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和七年十一月二十一日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

令和八年五月二十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
㊎多―10680	日野　SS－DH1	日野自動車株式会社	東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第六百五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和七年十一月二十六日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

令和八年五月二十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
㊎共―30	トヨタ　XA6	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和七年十二月三日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

令和八年五月二十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
㊎多―10681	UDトラックス　PCD3－UE6　XXR2	UDトラックス株式会社	埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
㊎多―10682	UDトラックス　PCD3－UE62　FR2	〃	〃
㊎多―10683	UDトラックス　PCD3－UE84　FR2	〃	〃
㊎多―10684	UDトラックス　PCD3－UE42　T2	〃	〃
㊎多―10685	UDトラックス　PCD3－UE64　T2	〃	〃
㊎多―10686	UDトラックス　PCD3－UE64　RP2	〃	〃
㊎多―10687	UDトラックス　PCD3－UE84　FRP2	〃	〃
㊎多―10688	UDトラックス　PCE0－UE44　R1	〃	〃
㊎多―10689	UDトラックス　PCE0－UE66　R1	〃	〃

○国土交通省告示第六百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和八年一月二十一日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

令和八年五月二十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
㊎共―31	トヨタ　EAM1　X	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○東北地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日　　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根縦街道南一六番三から同町三ヶ尻荒巻横道上七五番一まで	前	二四・七メートル～九七・九メートル	三・三〇〇キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二七・二メートル～九七・九メートル	三・三〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日　　中国地方整備局長　山本　大志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
萩市大字下田万字押付二七七二番一から益田市高津一丁目イ一一二八番四五まで	前	A　九・四メートル～八六・八メートル B・C　〇・〇メートル～一六九・七〇メートル	一六・八キロメートル～一九・四五二キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・四メートル～八六・八メートル B・C　〇・〇メートル～一六九・七〇メートル	一六・八キロメートル～一九・四五二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

五月二十六日委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

議案送付

五月二十六日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

社会福祉法等の一部を改正する法律案

下水道法等の一部を改正する法律案

議事日程

五月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

令和八年五月二十七日（水曜日）

午前十時開議

第一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　国家情報会議設置法案（内閣提出、衆議院送付）

参議院

議案提出

五月二十六日衆議院から次の議案が提出された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

議案受領

五月二十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

民法等の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

下水道法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

議案受領（予備審査）

五月二十六日衆議院から次の議案が送付された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第一〇号）

答弁書受領

五月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員高良沙哉提出在日米軍部隊の中東派遣及び我が国周辺の抑止力維持に関する質問に対する答弁書（第四四号）

参議院議員石垣のりこ提出ＥＶモーターズ・ジャパン製のＥＶバスに係る安全性の確保及び補助金制度の適正性等に関する質問に対する答弁書（第四五号）

参議院議員石垣のりこ提出自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱が政治的行為に該当しないと判断した責任の所在に関する質問に対する答弁書（第四六号）

参議院議員石垣のりこ提出自由民主党大会に出席した陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の政治的行為該当性に関する質問に対する答弁書（第四七号）

参議院議員石垣のりこ提出陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊のロゴマーク及び行政における生成ＡＩ活用の在り方に関する質問に対する答弁書（第四八号）

報告書提出

五月二十六日委員長から次の報告書を提出した。

国家情報会議設置法案（閣法第二四号）審査報告書

人事異動

最高裁判所

最高裁判所判事・水戸簡易裁判所判事　河本　雅也

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

福島地方裁判所判事・福島簡易裁判所判事　野口　宣大

水戸地方裁判所判事に補する

水戸地方裁判所長を命ずる

水戸簡易裁判所判事に補する

水戸簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

判事兼簡易裁判所判事　金澤　秀樹

福島地方裁判所判事に補する

福島地方裁判所長を命ずる

福島簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事兼判事　佐伯　恒治

立川簡易裁判所判事に補する

立川簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

東京地方裁判所立川支部長を命ずる

兼ねて東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

東京家庭裁判所立川支部長を命ずる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　品川しのぶ

さいたま地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する

さいたま簡易裁判所判事に補する（以上五月二十五日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事辻川靖夫は五月二十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月二十二日午後一時四十分御出門、日本感染症学会創立百周年記念式典に御臨席のため、東京国際フォーラム（千代田区）へ行幸啓、同三時五十四分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和８年５月28日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　令和８年５月28日から令和８年６月17日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ホームページ

https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

2　三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　令和８年５月28日から令和８年６月17日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類	一般国道
(二)　路線名	二号
(三)　占用を制限する区域	岡山市東区吉井字河原七番１から同市東区一日市字伊領一一九番二まで
(四)　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五)　占用を制限する理由	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日	令和八年五月二十八日
(七)　図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類	一般国道
(二)　路線名	五十三号
(三)　占用を制限する区域	津山市昭和町二丁目四七番三から同市昭和町一丁目三一番三まで
(四)　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(五)　占用を制限する理由	
(六)　占用の制限の開始の期日	令和八年五月二十八日
(七)　図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年５月28日

東北地方整備局長　西村　拓

道路の種類	一般国道
路線名	４号
区間	岩手県胆沢郡金ケ崎町西根土橋上81番３から同町三ケ尻上小倉沢８番２までの上下線

資　料

令和８年３月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項目	３月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	5,728	−168	5,716
（対前年同月比）	(0.2)	(—)	(10.5)
貿易収支	8,305	2,676	6,113
（対前年同月比）	(35.9)	(−67.0)	(16.9)
輸出	108,220	93,722	96,907
（対前年同月比）	(11.7)	(2.8)	(2.1)
輸入	99,915	91,046	90,793
（対前年同月比）	(10.0)	(9.7)	(1.2)
サービス収支	−2,578	−2,845	−398
（対前年同月比）	(548.1)	(−0.4)	(565.1)

第一次所得収支	46,307	42,403	38,326
（対前年同月比）	（20.8）	（11.6）	（6.9）
第二次所得収支	−5,220	−2,908	−7,789
（対前年同月比）	（−33.0）	（−24.4）	（18.1）
経常収支	46,815	39,327	36,253
（対前年同月比）	（29.1）	（−0.1）	（5.3）
資本移転等収支	−696	−296	−711
直接投資	12,094	14,572	24,973
証券投資	89,207	−119,298	49,813
金融派生商品	8,294	7,081	6,424
その他投資	−66,195	133,474	−39,273
外貨準備	−320	6,594	1,295
金融収支	43,079	42,423	43,233
誤差脱漏	−3,040	3,393	7,691

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和７年度中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項目	令和７年度	前年度	対前年度比増減
貿易・サービス収支	−25,146	−61,674	36,528
（対前年度比）	（−59.2）	（−8.3）	
貿易収支	13,631	−30,309	43,940
（対前年度比）	（—）	（−13.0）	
輸出	1,113,451	1,078,302	35,150
（対前年度比）	（3.3）	（5.3）	
輸入	1,099,820	1,108,611	−8,790
（対前年度比）	（−0.8）	（4.7）	
サービス収支	−38,777	−31,365	−7,412
（対前年度比）	（23.6）	（−3.2）	
第一次所得収支	422,809	414,084	8,725
（対前年度比）	（2.1）	（10.3）	
第二次所得収支	−52,445	−52,095	−351
（対前年度比）	（0.7）	（18.7）	
経常収支	345,218	300,315	44,902
（対前年度比）	（15.0）	（13.7）	
資本移転等収支	−4,073	−3,105	−968
直接投資	244,922	271,158	−26,236
証券投資	−350,441	245,585	−596,027
金融派生商品	64,307	60,728	3,579
その他投資	298,964	−221,368	520,331
外貨準備	54,280	−100,794	155,074
金融収支	312,031	255,309	56,722
誤差脱漏	−29,114	−41,901	12,787

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸事項

工場財団

東京都中央区京橋二丁目２番１号**京橋エドグラン苫東バイオマス発電合同会社**の工場財団に北海道苫小牧市字弁天504番地30苫東バイオマス発電所の工作物（建物を除く）、機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年５月28日　　札幌法務局苫小牧支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第５号
愛知県豊橋市飯村町字高山287番地の７
清算株式会社　ムーブジャパン株式会社
代表清算人　水落　努
１　決定年月日　令和８年５月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所豊橋支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２１００号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　株式会社浮田
１　決定年月日　令和8年5月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和７年（ヒ）第２０９７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
清算株式会社　株式会社べる
１　決定年月日　令和８年５月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１００１号
名古屋市南区南野三丁目１２９番地
清算株式会社　株式会社ツカサ
１　決定年月日　令和８年５月１４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和八年五月二十八日
東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地
（甲）株式会社インプレス
代表取締役　高橋　隆志
東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地
（乙）株式会社エムディエヌコーポレーション
代表取締役　小川　亨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.impressholdings.com/info/profiles/id.html
（乙）https://www.impressholdings.com/info/profiles/sf.html

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年五月二十七日、乙の株主総会の承認決議は令和八年五月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://impressholdings.com/info/profiles/ipc.htm
（乙）http://impressholdings.com/info/profiles/mdn.htm

令和八年五月二十八日
東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地
（甲）株式会社インプレス
代表取締役　高橋　隆志
東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地
（乙）株式会社エムディエヌコーポレーション
代表取締役　小川　亨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.impressholdings.com/info/profiles/id.html
（乙）https://www.impressholdings.com/info/profiles/sf.html

令和八年五月二十八日
東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地
（甲）株式会社インプレス・デジタル・バリューズ
代表取締役　江藤　太一
東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地
（乙）株式会社シフカ
代表取締役　長田　智行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日
東京都千代田区麹町四丁目五番地麹町パークハウス一九〇一号
（甲）合同会社ＸＥＬＶＶ
代表社員　廣瀬　寛
東京都千代田区麹町四丁目五番地麹町パークハウス一九〇一号
（乙）合同会社ＶＩＲＴＵＲＥ
代表社員　合同会社ＸＥＬＶＶ
職務執行者　廣瀬　寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://mynet.co.jp

（乙）https://mynet.co.jp

令和八年五月二十八日

東京都港区北青山二丁目一一番三号

（甲）Ｄｉｇｏｎ株式会社

代表取締役　岩城　農

東京都港区北青山二丁目一一番三号

（乙）ディゴン・コンサルティング株式会社

代表取締役　岩城　農

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://mynet.co.jp

（乙）https://mynet.co.jp

令和八年五月二十八日

東京都港区北青山二丁目一一番三号

（甲）株式会社マイネットゲームス

代表取締役　岩城　農

東京都港区北青山二丁目一一番三号

（乙）株式会社ｍｙｎｅｔ．ａｉ

代表取締役　西村　拓也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）株式会社フェイス

代表取締役　平澤　創

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五六六―一井門明治安田生命ビル

（乙）グッディポイント株式会社

代表取締役　竹田　秀一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　八頁

令和八年五月二十八日

岩手県奥州市水沢佐倉河字後田二九番地

（甲）プラザ企画株式会社

代表取締役　髙橋　敏文

岩手県奥州市水沢佐倉河字後田二九番地

（乙）株式会社プラザ企画

代表取締役　菊池　達哉

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のジャガー・ランドローバー事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十八日

掲載頁　五十一頁（号外第一〇九号）

令和八年五月二十八日

茨城県水戸市大塚町一三〇九番地の一二

（甲）ミッドランズ株式会社

代表取締役　荒井　賢

東京都世田谷区玉川台一丁目九番五号

（乙）ＢＣＪａｐａｎ株式会社

代表取締役　荒井　賢

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社ヤマシタ（甲、住所静岡県島田市中河七三七番地）に対して当社の介護保険を利用する顧客（但し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の福祉施設に入所中の利用者及び病院に入院中の患者を除く。）に対する福祉用具のレンタル及び販売並びに住宅改修事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月三日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　六十七頁（号外第九十七号）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十三日

掲載頁　十四頁

令和八年五月二十八日

千葉市緑区おゆみ野南六丁目一五番地一〇

株式会社優ケア

代表取締役　山老　広明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエリアビジネス本部に係る事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://anddigital.co.jp

（乙）http://www.sold-out.co.jp/

令和八年五月二十八日

東京都文京区後楽一丁目四番一四号

（甲）アンドデジタル株式会社

代表取締役　津田　翔平

東京都文京区後楽一丁目四番一四号

（乙）ソウルドアウト株式会社

代表取締役　北川　共史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のメディアプロダクト事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年六月三十日を予定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）

https://cartaholdings.co.jp/ir/financial/public_notice/

令和八年五月二十八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階

（甲）株式会社ＣＡＲＴＡ　ＺＥＲＯ

代表取締役　髙橋　学

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（乙）株式会社Ｄ２Ｃ

代表取締役　岡　勇基

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社優ケア（乙、住所千葉市緑区おゆみ野南六丁目一五番地一〇）の介護保険を利用する顧客（但し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の福祉施設に入所中の利用者及び病院に入院中の患者を除く。）に対する福祉用具のレンタル及び販売並びに住宅改修事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月三日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　六十七頁（号外第九十七号）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十三日

掲載頁　十四頁

令和八年五月二十八日

静岡県島田市中河七三七番地

株式会社ヤマシタ

代表取締役　山下　和洋

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月七日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年五月二十八日

北海道夕張郡長沼町東六線南一一番地

農事組合法人駒谷農場

理事　駒谷　信浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日

千葉県浦安市舞浜三丁目三三番一号

合同会社あかつき

代表社員　難波　隼人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月二十八日

東京都中央区日本橋兜町六番五号ＦｉｎＧａｔｅ　ＫＡＢＵＴＯ

Ｆｉｒｓｔ　Ｔｒｕｓｔ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ファースト・トラスト・グローバル・エンタープライズ・エル・ピー

職務執行者　河内　直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日

東京都品川区旗の台四丁目四番一九号

ケイマス合同会社

代表社員　金子　建也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日

東京都世田谷区若林二丁目七番五号

ウェルス合同会社

代表社員　富田　浩気

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日

東京都品川区東五反田一丁目二〇番七号神野商事第二ビル一Ｆ　合同会社イノベル

代表社員　猪野塚伊彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日

神奈川県横浜市緑区三保町二四〇二番地一

岩澤マンション一〇四号室

ＡＲＭＯＵＲ合同会社

代表社員　井之上瑞紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日

石川県七尾市一本杉町八六

合同会社ノラス

代表社員　岡田　渉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日

愛知県豊川市伊奈町南山新田六二番地一

ＡＳ．ＮＵＲＳＥ合同会社

代表社員　平野　真生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は足代興業株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日

徳島県三好郡東みよし町足代八番地一

足代興業合資会社

代表社員　西　徳和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十八日

福岡市中央区大名二丁目二番八―八〇四号

合同会社ＣＳＳ

代表社員　村上　晃之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十八日

東京都渋谷区松濤一丁目二九番一号渋谷クロスロードビル六階　株式会社アソビダス

代表取締役　田村　光紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百十万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三日

掲載頁　一〇八頁（号外第二二二号）

令和八年五月二十八日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

株式会社フェローシップ

代表取締役　小山　剛生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億四千七百万円（但し、令和八年六月三十日までに行う第三者割当増資に係る株式の発行により増加する資本金の額及び同日までに行われる新株予約権の行使に係る株式の発行により増加する資本金の額の合計が十四億四千七百万円を下回る場合には、十四億四千七百万円から当該下回る金額を控除した金額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　二頁

令和八年五月二十八日

富山県中新川郡立山町白岩一七八番地

株式会社白岩

代表取締役　シャルル・アントワン・ピカール

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し五千万円とすることとし、減少した資本金の額の全額を資本準備金とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　七十八頁（号外第一〇六号）

令和八年五月二十八日

広島市佐伯区八幡東二丁目二番二号

株式会社Ｎｉｓｕｌ

代表取締役　藤居　泰志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千六百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十八日

鹿児島市薬師二丁目一七番三一号

有限会社マルツネ號

代表取締役　渡邉　由美

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月一日を効力発生日とする塩谷硝子株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　九十頁（号外第一〇四号）

令和八年五月二十八日

大阪市北区中津四丁目四番一四号

SGグループ株式会社

代表取締役　塩谷　将規

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億千五百十二万五千円、資本準備金の額を三億千五百十二万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://okcs.co.jp/

令和八年五月二十八日

東京都新宿区新宿五丁目一五番一四号

株式会社温故知新

代表取締役　松山　知樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十八日

大阪府大阪市北区本庄西二丁目一五番一四号

大阪避雷針工業株式会社

代表取締役　山下　充周

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社アルゴリトミ（乙、岐阜県高山市七日町一―五六―一）を完全子会社とする株式交換を行う事となりました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載翌日から一箇月以内にお申出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://algoritmigroup.com

令和八年五月二十八日

東京都豊島区南大塚二―一六―四―二〇三

株式会社ｕＨｏｔｅｌ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　小川麻衣子

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式三万百株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十八日

東京都中央区日本橋三丁目二番一四号

株式会社Ｃｏｌｏｒ

代表取締役　村上　美晴

株式移転につき株券等提出公告

当社は、日進食品ホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月二十九日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十八日

京都市南区久世東土川町二九七番地

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・３９株式会社

代表取締役　飯塚　敏裕

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年五月十九日開催の通常総会において、出資一口の金額を四十三万円から八万六千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和八年五月二十八日

福井県小浜市和久里第九号一番地六

福井県若狭地区電設業協同組合

代表理事　青野　雅也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億七千百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001282/318y/

令和八年五月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＥＳＲ―ＲＥＩＴ　ＴＭＫ１特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001432/2w9j/

令和八年五月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＥＳＲ―ＲＥＩＴ　ＴＭＫ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和八年五月十八日（号外第一〇九号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、減少する資本金の額「一千万円」とあるは「二千万円」、減少後の金額「二千万円」とあるは「一千万円」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十八日

愛知県清須市西田中白山一一四番地

エバーストラクション株式会社

代表取締役　竹内　祥一

取消公告

令和八年五月十九日掲載の優先資本金の額の減少公告は取消します。

令和八年五月二十八日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ＳｉｌｋＲｏａｄ　Ｃｅｎｔｒａｌ特定目的会社

取締役　福永　隆明

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年二月十八日中国地方整備局告示第十五号（道路に関する件）（原稿誤り）				
七下		終りから八	五十四号	五十四号及び百八十三号
令和八年五月十二日掲載の前橋家庭裁判所太田支部に係る令和八年（家）第二〇〇九号相続財産清算人選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）				
一〇二一		終りから一一～一〇	ギ・クランクー	ギ・グランクー
一〇二一		一一	プス１階	プス１階